

○東京都台東区立少年自然の家条例施行規則

昭和58年11月9日

教育委員会規則第16号

東京都台東区立少年自然の家条例第12条に基づき制定

(目的)

第1条 この規則は、東京都台東区立少年自然の家条例(昭和58年9月台東区条例第29号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用できる者)

第2条 条例第3条第5号に規定する台東区教育委員会(以下「委員会」という。)が適当と認めるときとは、原則として区民又は区内に勤務する者で構成する2名以上の団体が利用するときとする。

(指定管理者の指定手続)

第3条 条例第6条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとするものは、少年自然の家指定管理者指定申請書(第1号様式)により委員会に申請しなければならない。

2 条例第6条第1項に規定する台東区教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれに準ずるもの
- (2) 役員名簿
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) その他委員会が必要と認める書類

3 委員会は、条例第6条第2項又は第3項の規定により指定管理者を指定したときは、指定管理者に指定したものに対し、少年自然の家指定管理者指定通知書(第2号様式)により通知しなければならない。

(利用期間)

第4条 東京都台東区立少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)の利用期間は、1回の利用につき6泊7日を限度とする。ただし、委員会又は指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間においては、少年自然の家は、1回の利用につき3泊4日を超えて利用することができない。

- (1) 7月21日から8月31日まで

(2) 12月29日から1月3日まで

(利用の手続)

第5条 少年自然の家を利用しようとする者は、利用日の属する月の3月前(条例第3条第3号の規定による利用にあつては、4月前)の1日から利用日の前日までに、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、条例第3条第1号、第2号及び第5号の規定により利用する場合は、この限りではない。

2 条例第4条第1項に規定する委員会があらかじめ定める期間とは、次のとおりとする。

(1) 区立の小中学校が移動教室等で利用する期間

(2) 委員会が特に必要と認める期間

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者が少年自然の家の管理上支障ないと認めるときは、利用日当日に利用の申請をすることができる。

4 少年自然の家を利用しようとする者は、少年自然の家利用申請書(第3号様式)及び少年自然の家利用者名簿(第4号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

5 少年自然の家の利用の予約等利用の手続きについて必要な事項は、委員会の承認を得て指定管理者が定めることができる。

(利用の承認)

第6条 少年自然の家の利用の承認は、申請の順序による。ただし、指定管理者が同時に申請があつたとみなしたものについては、その順序は抽選で定める。

2 指定管理者は、少年自然の家の利用を承認したときは、少年自然の家利用承認書(第5号様式)を交付する。ただし、指定管理者がやむを得ないと認めるときは、利用承認書の交付を省略することができる。

3 前項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、少年自然の家の利用に際し、利用承認書を提出しなければならない。ただし、前項ただし書の規定により、指定管理者が利用承認書の交付を省略した場合は、この限りでない。

(利用料金の減免)

第7条 条例第12条第5項に規定する特別の理由とは、次の各号に掲げる場合とし、利用料金を減額又は免除する額は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第3条第1号及び第2号の規定により利用する場合 免除

(2) 区内の社会教育登録団体が社会教育活動のため利用する場合 利用料金の5割相当額
(ファミリー・ルーム利用料金を除く。)

(3) 前2号に定めるもののほか、委員会が特に必要があると認める場合 免除

2 利用料金の減額又は免除を受けようとするときは、少年自然の家利用料金減免申請書(第6号様式)を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(賄料)

第8条 条例第12条第3項に規定する賄料の額は、次のとおりとする。

賄料	朝食	1月5日から12月29日まで	450円	1人
		1月1日から同月4日まで並びに12月30日及び同月31日	550円	
	昼食	550円		
	夕食	1月4日から12月28日まで	900円	
		1月1日から同月3日まで並びに12月29日から同月31日まで	1,100円	

2 前項の規定にかかわらず、条例第3条第1号の規定により利用する場合の賄料は、次の各号に定める額とする。

- (1) 朝食 350円
 - (2) 昼食 550円
 - (3) 夕食 750円
- (利用の変更等)

第9条 利用者は、条例第13条第1項の規定により利用の変更又は取消しをしようとするときは、利用日の当日までに指定管理者に申し出なければならない。

2 指定管理者は、少年自然の家の利用の変更を承認したときは、新たに利用承認書を交付する。ただし、指定管理者がやむを得ないと認めるときは、利用承認書の交付を省略することができる。

3 指定管理者は、少年自然の家の利用の取消しを承認したときは、その旨を口頭により通知する。

4 条例第13条第2項に規定する委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 利用日の3日前までに第1項の申出をしたとき。 無料
- (2) 利用日の2日前又は前日に第1項の申出をしたとき。 利用料金の全額
- (3) 利用日の当日に第1項の申出をしたとき。 利用料金及び賄料(前条第2項に規定する賄料を除く。)の全額
- (4) 第1項の申出をすることなく利用日に利用しなかつたとき。 利用料金及び賄料の全額

5 条例第13条第2項ただし書に規定する指定管理者が特に認めるときとは、次のとおりとする。

(1) 天災等利用者の責によらない事由で利用できなくなつたとき。

(2) 指定管理者又は委員会の責に帰すべき事由により利用できなくなつたとき。

(利用者の責務)

第10条 利用者は、その利用について指定管理者の指示に従わなければならない。

(利用承認の取消し)

第11条 指定管理者は、条例第16条の規定により、利用の承認を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限したときは、少年自然の家利用承認取消・制限・停止通知書(第7号様式)を利用者に交付するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、昭和59年1月4日から施行する。

付 則(昭和59年3月31日教育委員会規則第7号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則(昭和59年11月13日教育委員会規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和60年3月30日教育委員会規則第6号)

1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都台東区立少年自然の家条例施行規則第9条第1項の規定は、昭和60年7月1日以降に、同条第2項の規定は、昭和60年4月15日以降にそれぞれ施設を使用する者の賄料から適用する。

付 則(平成元年4月1日教育委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、平成元年4月1日以降に学園を使用する者について適用する。

付 則(平成6年3月31日教育委員会規則第4号)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の第9条第1項の規定は、平成6年5月1日以降に、同条第2項の規定は、同年4月20日以降にそれぞれ施設を使用する者の賄料から適用する。

付 則(平成10年9月25日教育委員会規則第7号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の東京都台東区立少年自然の家条例施行規則第7条第1項第2号の規定は、平成11年1月3日以降に少年自然の家を使用する者の使用料から適用する。
- 3 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区立少年自然の家条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成12年3月27日教育委員会規則第3号)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成14年9月30日教育委員会規則第23号)

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都台東区立少年自然の家条例施行規則による様式は、平成15年1月1日以降に施設を使用する者について適用し、同日前に施設を使用する者については、なお従前の例による。

付 則(平成17年7月5日教育委員会規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の東京都台東区立少年自然の家条例施行規則(以下「旧規則」という。)第3条の規定は、平成18年3月31日までの間、なおその効力を有する。
- 3 この規則施行の際、旧規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成19年11月21日教育委員会規則第26号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区立少年自然の家条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成23年12月19日教育委員会規則第27号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区立少年自然の家条例施行規則の

様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成28年3月9日教育委員会規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(令和8年3月31日教育委員会規則第18号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

少年自然の家指定管理者指定申請書

年 月 日

台東区教育委員会 殿

団体名

代表者

㊟

所在地

東京都台東区立少年自然の家の指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款又は寄附行為
- 3 役員名簿
- 4 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- 5 経営状況に関する書類
- 6 その他

第2号様式(第3条関係)

少年自然の家指定管理者指定通知書

番 号
年 月 日

団体名

代表者 殿

所在地

台東区教育委員会 印

東京都台東区立少年自然の家の指定管理者に指定したので、下記のとおり通知します。

記

指定管理者 団体名
代表者
所在地

指定期間 自 年 月 日
至 年 月 日

第3号様式(第5条関係)

少年自然の家利用申請書

受付番号第 _____ 号

年 月 日

(指定管理者名) 殿

団体名

申請者住所

申請者氏名

電話

下記のとおり利用の承認を受けたく申請します。

利用目的					
利用期間	自	年	月	日()	午後 時
	至	年	月	日()	午前 時 泊 日
利用施設					
利用人員	名 (延名)	高校生等相当 年齢以下の者	名	男 名	氏名別紙の とおり
		その他	名	女 名	
日程		朝食数	昼食数	夕食数	主な行動予定
	第1日目				
	第2日目				
	第3日目				
	第4日目				
	第5日目				
	第6日目				
	第7日目				

区分			単価	延数量	金額	小計	合計
利用料金	宿泊	高校生等 相当年齢 以下の者	円		円		
		その他	円		円		
	FR/テント使用料		円		円		
	休憩	高校生等 相当年齢 以下の者	円		円		
その他		円		円			
賄料	朝食		円		円		
	昼食		円		円		
	夕食		円		円		
備考						確認欄	

第4号様式(第5条関係)

少年自然の家利用者名簿

団体名

申請者

	氏名	年齢	性別	住所又は勤務先住所	勤務先名称	電話番号
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

第5号様式(第6条、第9条関係)

少年自然の家利用承認書(兼領収書)

受付番号第 号

年 月 日

団体名
申請者住所
申請者氏名

電話

(指定管理者名)

下記のとおり利用を承認します。

利用目的					
利用期間	自	年	月	日()午後	時
	至	年	月	日()午前	時 泊 日
利用施設					
利用人員	名 (延名)	高校生等相当	名	男	名
		年齢以下の者		女	名
		その他	名		氏名別紙のと おり
日程		朝食数	昼食数	夕食数	主な行動予定
	第1日目				
	第2日目				
	第3日目				
	第4日目				
	第5日目				
	第6日目				
	第7日目				

区分		単価	延数量	金額	小計	合計
利用料金	宿泊	高校生等相当 年齢以下の者	円		円	
		その他	円		円	
	FR/テント使用料		円		円	
	休憩	高校生等相当 年齢以下の者	円		円	
その他		円		円		
賄料	朝食	円		円		
	昼食	円		円		
	夕食	円		円		

上記の金額を領収しました。

年 月 日

申請者 殿

(指定管理者名) 印

第6号様式(第7条関係)

少年自然の家利用料金減額・免除申請書

年 月 日

(指定管理者名) 殿

団体名

(社会教育団体登録番号第 号)

申請者住所

申請者氏名

電話番号

下記のとおり利用料金の減額・免除を受けたく申請します。

利用目的			
利用施設			
利用人員	高校生等相当 年齢以下の者	宿泊：延 人	休憩：延 人
	その他	宿泊：延 人	休憩：延 人
利用期間	自 年 月 日 ()	午後 時	泊 日
	至 年 月 日 ()	午前 時	
理由	東京都台東区立少年自然の家条例施行規則第7条第1項 1 第1号に該当 2 第2号に該当 ()		
施設利用料金		円	内訳
減額・免除		円	内訳
差引額		円	内訳
備考			

指定管理者処理欄	免除 減額
----------	-------

第7号様式(第11条関係)

少年自然の家利用取消・停止・制限通知書

年 月 日

殿

(指定管理者名)

年 月 日付第 号をもって承認したことについて、下記のとおり利用の
をしたので、通知します。

利 用 承 認	利用期間及び 利用者数	年 月 日から 年 月 日まで	泊 人
	施設の名称		
取消・停止・制限の理由			
制 限 事 項			
備 考			

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、台東区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、指定管理者を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第1号様式(第3条関係)

第2号様式(第3条関係)

第3号様式(第5条関係)

第4号様式(第5条関係)

第5号様式(第6条、第9条関係)

第6号様式(第7条関係)

第7号様式(第11条関係)